

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動 L・ ポングラツの研究を手掛かりにして

著者名(日)	吉門 昌宏
雑誌名	阪南論集・社会科学編
巻	52
号	2
ページ	205-224
発行年	2017-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1104/00000974/

[研究ノート]

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

—L・ポングラツの研究を手掛かりにして—

吉 門 昌 宏

はじめに

この研究ノートは、70年代後半におけるフーコーの思想的営みを大きく括るものでありうる「統治性」のコンセプト、およびそれを基にしてなされてきた「統治性研究」に注目し、そこから戦後のドイツ（ここでは、旧東ドイツは除外）における教育分野での歴史的な変動を説明する理論的な枠組みについて確認してみようとするものである。フーコーの統治性のコンセプト、それにかかわるドイツ語圏での統治性研究について筆者は以前、そのあらましを研究ノートにまとめておいた¹⁾。この稿は、その際に不十分なものとどまった教育の領域にかかわる論考に関して、いくらかの補足をしようとするものであり、統治性研究から見た教育的事象についての考察に関して、まだもう少し理論的側面から確認しておきたいということである。この稿は、戦後ドイツにおける教育にかかわる事象、個々の教育政策や実践的な取り組みを具体的に取り上げるといったものではなく、また、教育分野に見られる変化を、社会構造的な要因なり産業構造の変化に還元して説明しようとするのではない。教育の新たな潮流、今日的な諸変化に通底する基本的なメカニズムといったもの——権力の作用や「統治」のあり方とその歴史の変動——に着目するということであり、それゆえこの稿は、理論的考察にとどまるものである。

20世紀の末以降、新しい教育論や教育理念が語られ、教育の新たな潮流が現れてきたと言っていだろう。簡単に言えば、いわゆるグロー

バル化、産業構造の変化と急激な社会変動（情報産業の発達、それに伴っての知識社会の進展など）に直面し、こうした状況変化に対処しうる新たな教育内容や人材・資質の策定、そのための実践論などがさまざまに提唱されてきた。そこでは、自律や自発性、主体の能動的な態度や機動性、さらに自己責任、コミュニケーション能力、協調性／チーム・ワークの精神といった資質や能力が強調される²⁾。こうした教育が、旧来の伝統的な、あるいは因習的となった教育手法、すなわち知識集約・注入型の、また画一主義的な教育のあり方にとって代わるものと期待されているのである。

そうした教育の変容を説明するに際し、統治性研究が焦点を当てるのが、主体のあり方・様式の歴史的な変容と、その今日的な新たな様態である。本文で触れるように、60年代後半から70年代にかけての教育論議にあっては、主体の批判的能力の獲得や、権力等の外的な作用を免れる解放が問題であった。主体は、主権者のごとく他に服したり外的な力に左右されることなく、自らの自由な意志の下に決定し行動しうるはずのものと想定されていた。そうしたあり方が伝統的な主体概念だったのだとすると、今日の主体は、統治目標をプログラムとして取り込んでいる自律を焦点として形成されるものであり、新たな統治テクノロジーの一環をなすものとなっている。「自己統治の諸技術は、服従と（主権者としての－引用者）権能付与の同時性から、すなわち強制と自由の同時性から生ずる」のであり、「統治性の文脈において主体は、服従していると同時に、行動能力があり、特定の

意味において自由である³⁾。「どの程度に主権者の主体という観念が仮構的なものであるかを、とりわけミシェル・フーコーが示してきた⁴⁾」わけである。統治はこの新たなタイプの主体を通じて実践され、その際、統治はそうした主体、とりわけその自律や行為能力を利用するのであり、この点が今日的な統治の、それゆえ時代のあり方を特徴づけるものになっているのである。

フーコー自身が述べているように、彼の関心は主体のあり方に大きく向けられていた。その20年来の仕事の目標は、「権力の諸現象を分析することでも、その分析の基礎を築くことでもなく」、「私たちの文化において人 human beings が主体に成形される異なった様式(モード)の歴史を描き出すこと」であり、「私が仕事で扱ってきたのは、人を主体に変容させる対象化(客体化)の三つのモードであった⁵⁾」。今日、教育の場で強調される新たな諸能力は、そのような主体形成の様式と密に結び付いたものと理解しうる。このことが、今日的な教育潮流の特徴をなすものとなる。今日的な事態を後期フーコーの思想に依りつつ説明し、それを批判的に捉えようとするのが、統治性研究における分析の一つの方向性となっている。

この稿は、今日的な——いわゆる新自由主義の——統治性の下での新たなメカニズムといったものについてなされてきた多分に理論的な研究に注目し、そうした観点から教育領域での諸変動や、ドイツにおける教育史的展開の概略を確認してみようとするものである。

I 戦後の転換点と新たな教育への模索

1. 新たな主体と真の自律

戦後ドイツにおいて教育改革の節目になったのは、1960年代後半から70年代にかけてのことである。その時代の教育論議と改革には大きく二方向のベクトルがあったと見てよいだろう。一つは、すでに第一次世界大戦後から取り

組みの始まっていた教育機会の均等化の一層の徹底を図ろうとする方向で、これにより学校制度の改編がなされ、4年制の基礎学校を修了した後の就学・キャリアコースの分岐を、より柔軟でかつ統合的なものとするための「基幹学校」が設置されるようになり、さらに「総合制学校」が議論された。それは一言で言うなら、ドイツの伝統的な学校制度の旧弊を打破するというものであった⁶⁾。

この60～70年代は、体制変革を目指そうとする政治的な学生運動、さらには社会＝文化的運動が興隆を見た時代であり、戦後ドイツの節目をなす時代でもあった。政治的な運動としてその頂点をなしたのは、学生・若者が中心になって担ったいわゆる“68年の運動”である。それは一つには資本主義的な経済体制への批判ということであり、さらにはなお根強く残るドイツの国家や社会の旧弊を打破しようというものであった。68年の運動が政治的な運動としては挫折したのだとしても、既存の体制への批判は社会＝文化的な次元のこととして、70年代に一時盛んとなった“オルタナティブ運動”が継続させる。これは、既存の資本主義的－商品社会的なメカニズムに埋め込まれた日常生活を脱却し、そうした経済的な論理に絡め取られることのない自律的で自覚的な生活を求めるといった生活改善あるいは社会＝文化的革新運動といったものとなる。その取り組みの理念の中心に位置したのは、「主体の発展」であり、「成功の基準はもはや階級闘争コンセプトの社会的な有効性ではなく、肯定的な生の企図と、その中に書き込まれた自己解放への可能性の発展の程度⁷⁾」であった。主体の解放と自律を求め、これがもう一つのベクトルである。権力や権威に従順な主体ではなく、自律的で自己決定を行い自発的に事に取り組むといった主体が模索され提起された。このことは、左翼の政治運動とも結びついた資本主義への批判であり、また、旧態依然とした権威主義的な社会のあり方への批判と結び付いたものであったが、それはつまり、抑圧されていると見なされた主体の

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

解放を求めるものであった⁸⁾。そしてフーコーもまた、「60～70年代の社会的および文化的革命的運動を、新たな主体性を獲得する闘いとして認めて⁹⁾」いるところであった。

教育思想という点からは、やはり60～70年代に耳目を集めた“批判教育学 kritische Pädagogik”に見られるように、ドイツの伝統的な教育に根強かったある種の硬直性、すなわち、教師-生徒間の垂直的な人間関係、教師の側の権威主義的な態度、教科内容の一律・画一性といったことが批判の対象となり、これに対する挑戦が教育上の問題と捉えられた¹⁰⁾。教育現場での実践としては、生徒の〈自律¹¹⁾〉、〈自発性 Spontanität〉、〈自己決定 Selbstbestimmung〉を尊重し、教師-生徒間の水平的な関係の構築を求める議論や取り組みが、急進的な改革実践者によって押し進められようとしたのである。

教育機会の均等化、教育の平等の実現、こうしたことにかかわる制度改革の成果、帰結という点については措くこととして、ここでは、新たな教育要求と主体の変容という点に焦点を当ててゆくことにする。20世紀末以降の教育改革論の前面に現れるいくつかの用語は、すでに70年代の教育論に見られたもので、「生涯学習やモジュール化(原文はイタリアック)のような主導的観念は、とりわけ権威主義的な教育制度に抗してよりはっきりと個人的な自己決定を目指すものであった70年代初頭の左派の教育改革戦略の構造的な構成要素であった¹²⁾」。ドイツにおける今日的な教育潮流の始まりは、この時代にあったと見なしうる。戦後のマルクス主義的な立場の社会学者を代表するR・ドゥチュケは当時、「解放された社会が、〈学習する社会〉となるべき¹³⁾」ことを要求していたが、「1960年代から70年代にかけての改革教育的で反権威主義的な教育構想は、自律的な知識の獲得が、所与の教育規範に取って代わるべきであると主張¹⁴⁾」するものであった。ところが、「自己決定は、社会的革命の期待の消尽点へと進展した——この期待は、それから大抵、社会教育

的な日常の中で、次第に途絶える¹⁵⁾」こととなる。「たしかに、オルタナティヴな生活様式のまったく反体制的な実践、今のあり様とは異なる身体と自身のあり様(フェミニズム的、エコロジー的、急進左派的な文脈での)への願いは、標準労働関係やそれに伴う強制、規律化、統制とは、常に一線を画してきた。…中略…過去30～40年の社会運動の実践と言説は、体制批判的で、標準化に抗する方向に向けられていたというだけでなく、同時に、新自由主義的な統治性の形成への変容の一部(下線は、引用者)もなしていた¹⁶⁾」。そして、「新自由主義的な学校および教育政策のための概念上の道具は、基本的には、すでに70年代初頭には出現していた¹⁷⁾」のである。

2. 主体理念の変質

60～70年代にかけての新たな主体への希求は新たな教育構想に結びつき、当時模索されることになったその教育は今日も引き継がれている。しかし、これが新自由主義の思想と結び付き、他方で、主体もまたこの新たな政治=経済的潮流・思想に要請される形で、かつての主権的主体とは様相の違ったものとなってゆく。自律の獲得によって解放へとつながることが期待され、体制批判と結びついていた主体は、外的な規定要因から解放された主体であった(批判-解放的主体概念¹⁸⁾)。これに対して、20世紀の末に向かう主体概念や自律は、新自由主義的な潮流なりレジーム——フーコーに従うなら統治性——の中で、その伝統的な観念とは、意味内容を違えたものとして姿を現すことになる。今日、当時と同じような教育内容を掲げているとしても、そこでの主体は、体制順応的な態度を取る主体であり、自律は体制への適合戦略の方途・技術といったものとなっている。簡単に言えば、企業の論理と深く結びついた新たな主体は、企業の目的を受容した上で、その目的を実現するプロセスにおける自律の余地の拡大に過ぎないのである。時代の進展とともに、この自律や新たな主体性は、新自由主義の戦略に仕

える構成要素へと転換してゆく¹⁹⁾。

今日的な主体への関心は、その個人が経済にとってどの程度の有用性をもっているのか、社会にとってより生産的で、より功利主義的か否かといった観点からのものになっているのである。かつての「フォーディズムの管理された世界」にあって人間は、「行動能力があるものとして、(いかなる角度)からもその世界を変革するものとして」望まれてはいなかった。けれども、今や「新自由主義的で、(すっきりとした)、(能動的な)社会国家は、(ポスト-)68年世代、女性(運動家)、リバタリアン、その他の社会運動による、抑圧的性格を伴った家父長主義的・フォーディズム的国家への批判を取り上げつつ、その(顧客)(各主体のこゝと—引用者)を自己責任、および自律性——これは顧客に高くつかざるを得ず、高くつくものになっている——へと追い立てている」。「各人を活性化するものとして登場してきたものは、他方で国家のエンパワメントをなすもの(も)あり、これは(職業従事能力 Bschäftigungsfähigkeit²⁰⁾)の養成を強制し、義務を忘れた顧客からそっぽを向かれた共同責任をその顧客に要求する。」「フォーディズム的な社会(福祉)国家がそうであるように、新自由主義的な社会国家も、(労働力の育成 Erziehung)に奉仕する。その教育は、新たな生産様式において、ますます(自己統御 Selbststeuerung)を、その主体的資源と活性化への動員を(情動的(な資本))に呼びかけてきた」のである²¹⁾。こうしたことに、「制度的な次元では、市場指向のサービスセンターへの、教育施設の再構成が仕える。その目的はもはや、人間形成ではなく、ただ形式的に企業的なプロジェクト処理に従って扱われる知の市場化である²²⁾」。こうして、「教育、人間形成、社会的労働には、新たな主体的能力の仲介と生産に際して、中心的な意味が与えられる²³⁾」。

では、そうした人間的特質、主体の態度は、どのような論理でもって、どのような経緯を経て、新自由主義的な権力メカニズムの構成要素になったのか。そのような新自由主義における

今日的な主体のあり方を、どのように理解し、どのように批判的に捉え直すのか——こうしたことが統治性研究一つの焦点であり、そしてそれは、統治のあり方(統治性)の変化と密接にかかわったものとなっている。この稿では、後期フーコーの思想にも依りつつ、そうした研究潮流に立つボングラツの議論に注目してみたい。今日的な主体化/主体形成のメカニズムは、今日的な統治のあり方とかわる。「新自由主義的統治の技術は、まさに次の点にある。すなわち、自己に対しての自身による調整(自己調整 Selbstregulierung)と他による調整(他律調整 Fremdregulierung)の間の境界を解消し、支配的な社会的命令を主体の自己反省へと密かに持ち込むようにするという点にである²⁴⁾」。

3. 「統治性」について

主体のあり方と統治性のコンセプトは、どのようにかかわっているのか。ボングラツの論考に立ち入る前に、フーコー自身の説明を簡単に確認しておきたい²⁵⁾。フーコーは、ある講義の中で次のように述べている。

「私の考えるところ、西洋の文明において主体の系譜学を分析しようと望むのなら、支配の技術だけでなく、自己の技術も説明に入れなければならない。次のように言おう。説明しなくてはならないのは、二つのタイプの技術、すなわち支配の技術 techniques of domination と自己の技術 techniques of the self の間の相互作用なのである、と。説明しなくてはならないのは、他に対する諸個人による支配の諸技術が、各個人の自身に対して働きかけるプロセスを頼りにする地点はどこなのかである。そして、逆に言えば、自己の技術が、強要あるいは支配の構造へと統合される地点はどこなのかである。諸々の個人が他によって導かれている driven ことが、諸個人が自身を導く conduct ことに結びついている接触地点が、私の考えでは統治

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

government と呼びうるものです(下線は引用者)²⁶⁾」。

ここで統治とは、統治者の意向——権力行使としての命令や禁止——に単純に人を従わせることではなく、その二つのテクノロジーの間でバランスを取り、人々をある方向へと導くことである。その際、この統治のあり方を説明するのに、伝統的な権力概念を拡張して適用していると見てよいだろう。この権力行使は、人の行動・振る舞い(操行)に対して作用する(操行の操導 *conduire des conduites*)ものである。

「操導／操行 (*conduite* : 仏語) という曖昧さを伴った語は、おそらく、権力関係の特有性の受け入れを最もよく助けるものの一つでありうるだろう。と言うのは、〈操導／操行〉とは、他者を(強さが様々な強制のメカニズムに従って—括弧は原文)〈導く (*mener* : 仏語)〉行為であると同時に、様々な可能性が開かれている領域における一つの行動の仕方でもあるからである。権力の行使は、行動の可能性を導くこと、および、そのありうる結果を整えることにその要があるのである²⁷⁾」。

ところで、フーコーは自身の研究の眼目を次のようなところ、すなわち、「人々が自分自身にかんする認識」を「額面どおりに受け入れることではなくて、これらのいわゆる学問(経済学・生物学・精神医学・医学・刑罰学—引用者)を、人々が自分自身の理解のために用いる特殊な技術と結び付くきわめて特殊な《真理ゲーム》として分析すること」に見ていた。その際、その「《テクノロジー》の四つの主要な型が存在し、それぞれが実践上の母体となっている」という点を理解しなければならないという。すなわち、一つ目に「生産のテクノロジー」、二つ目に「記号体系のテクノロジー」、三つ目に「権力のテクノロジー(支配のテクノロジー)」、四つ目に「自己のテクノロジー²⁸⁾」である。フーコー

は、三つ目と四つ目のテクノロジーに注目してきたという。三つ目のテクノロジー、「それは個々の人間の行為を規定して、彼らをある目的もしくは支配に、つまり主体の客体化に従わせる²⁹⁾」。権力の作用は、生を導く、しかしそれは、人の振る舞い／行動を、統治の目的に向けて導くものとなる。四つ目のテクノロジーは、「そのおかげで個々の人間は自分自身の手段を用いたり他人の助けを借りたりすることによって、自分自身の身体および魂、思考、行為、存在方法に働きかけることができるのであり、そのねらいは、幸福とか純潔とか知恵とか完全無欠とか不死とかの何らかの状態に達するために自分自身を変えることである³⁰⁾」とする。そして、「他者支配のテクノロジーと自己支配のテクノロジーとのあいだのこのつながりを私は支配管理関係(*governmentality*)と名づける³¹⁾」とフーコーは述べる。この「支配管理関係」は「統治性」のことである。

統治の目的(統治をめぐる言説)、権力の作用、それと結び付いた様々な装置、そして自己のテクノロジー、こうしたものが相互に関連しつつ、ある一定の形を取り、人を統治する一つの全体(統治性)をなしている。そしてこの統治には、権力／支配のテクノロジーと自己のテクノロジーの双方によって規定された、あるいは形成される主体——伝統的に考えられてきた「主権者的な主体」ではなく——が現れることになる。統治は、特定の様式の主体を形成しつつ、これと結び付いて執り行われるものである。フーコーにとっては、自由な意志や自律を実践しうる主体(伝統的な観念に基づく主体——それは認識能力の涵養により形成される——)と、他方にそれを妨げる権力が対抗関係にあるという図式があるわけではない。主体は、権力にとっての対象／客体であり、権力に服するものであるが(主体の客体化)、他方で、自己のテクノロジーを持ち合わせているという点で、自律しうる存在でもある。

新自由主義の統治性にあって、主体は自律的、自発的に統治目標に叶った活動を行うこと

が求められる。主体は自らを導く／調整する（自己の操導——自己のテクノロジーにかかわる）と同時に、そうするように権力・統治によって導かれている（他による操導——権力・支配のテクノロジーにかかわる）のである。支配のテクノロジーと自己のテクノロジー、この両者の関係によって主体がその時代を取る基本的な様式³²⁾が決まるが、これは固定したものではない。それは、歴史的な諸条件、統治性の歴史的なタイプにより違ったものとなる。こうして、主体の特定の様式（モード）が歴史的に形成され、姿を現すことになる。

フーコーは70年代後半、西洋の社会に現れてきた「統治」と「統治性」を捉え、その歴史的変容をコレージュ・ド・フランスでの講義で辿ろうとした³³⁾。大きく見るならば、近代の統治性において統治の目的は、人口の維持、その生の調整を促進するために、生産の増大を図ることにある。これは、経済活動を活発化し——自由主義も新自由主義も、それにかかわる経済学は、そのための知である——、各人から有用性を引き出し、生産性を高め、あれこれのテクノロジーや知を生み出すことを伴う。権力の作用は、統治の目的に向けて各人および人口全体を導くことである。自由主義の時代の統治性は、「安全のテクノロジー」と、それと相関関係にある自由により特徴づけられるが、20世紀の前半、この安全装置の肥大化（いわゆる福祉国家がその具体像となる）が、そのコストの増大ゆえに維持できなくなることが懸念されるようになる。このことへの対処の姿勢が新たな経済理論としての“オルド自由主義”や“シカゴ学派”を生み出すことになるが、フーコーはそうした新自由主義の理論のうちに、新たな統治のあり方が提示されていることを読み取ろうとしたのである³⁴⁾。「国家と社会の新自由主義的な再構築は、ますます、統治の目標に結びつけ（原文はイタリック）られうる自己のテクノロジー（同上）を発明し、促進することに目覚めざるをえない。新自由主義的な統治性の枠内では、自己決定、責任、選択の自由は³⁵⁾」それゆえ、「統

治行動の限界ではなく、それ自身が、主体の自己に対する関係と他者に対する関係を変化させるための道具であり媒体であることを暗示している。イニシアティヴ、適応能力、活動力、機動性、柔軟性を欠かせる者は、自由で合理的な主体となることができない不能力を客観的に示しているのである。福祉国家的な介入形式の解体は、国家的な装置と官庁の操導の能力を、〈責任感があり〉〈思慮深く〉そして〈合理的な〉個人へと移し替える統治のテクニックの再構築に伴われているのである³⁶⁾」。

もっともフーコーは、そうした新たな主体が戦後世界にあって具体的にどのように実現してきたのかを説明したわけではない。この稿では、フーコーの拡張された権力概念や統治性それ自体のより詳しい説明は一先ず措くこととし、新たな主体が形成されるようになった歴史的経緯、それとかわっての教育史的な展開を、ボングラツの論考に沿う形で辿ることしたい。統治性研究において教育は一つの主要な考察領域となっているが、そのなかでもボングラツの研究は、統治性の歴史を踏まえつつ教育の歴史的展開を検討しているという点で参考になる。ボングラツにあってそれは、“規律の時代から管理の時代へ”という図式の下に捉えられている。ただし、規律は統治性コンセプトの中心に位置するものではなく、また、規律社会から管理社会へというイメージは、フーコーの統治性コンセプトそのものとは関係がないことには注意が必要だろう。ここでは、そうしたボングラツのフーコー理解・解釈への検討・批判は避けて、彼の述べる規律—管理の図式がどのようなものであるかをひとまず確認してみたい。

Ⅱ 統治性研究から見たドイツ教育史の展開

1. 統治性研究の可能性

フーコーの研究業績として、西洋近代における規律・訓練もしくは規律権力の歴史上の展開を明らかにしたことを挙げうる。これを受け

て教育の領域においても、規律および規律社会というフーコーに関連づけられることの多い用語は、近代における教育と教育史の説明にも適用されてきたことはあらためて指摘するまでもないであろう³⁷⁾。しかし、フーコーの考察は規律権力に立脚した分析視角にとどまるものではない。規律に集中しがちであったフーコーの研究への一般的解釈に対して、N・フレイザーは疑問と批判を投げかけつつも、しかし、フーコーの思想を今日的な状況に適用するに際しての、その権力概念の不十分さを指摘した。これを受けて、ドイツ語圏における統治性研究の代表的論者の一人であるT・レムケは、フーコーの思想の今日的意義を次のように規定した。「哲学や社会科学においてフーコーは今日、規律権力の理論家と見なされるのではなく、逆に、規律権力の歴史的な固有性やその境界を示すものとして読まれる。フーコーへの遡及は、そこでは大抵、脱規律的ないしはポスト・フォーディズム的あるいは新自由主義的な調整様式 Regulationsformen への移行を把握することに貢献している。この読解の形態にあっては、フーコーが打ち出したコンセプトに決定的な意味が付与される³⁸⁾」。そしてレムケは、後期フーコーの思想における一つの焦点である「統治性のコンセプト」が、現在の変容のプロセスの適切な分析と、「経済的な形式の社会への拡張」,「社会の経済化 Ökonomisierung des Sozialen」に対して批判を深化することに貢献しうるものであることを指摘する³⁹⁾。旧来多く語られてきた西洋近代における規律化——これには、フォーディズムやテイラー主義、さらにはウェーバーの指摘した官僚制などが親近性を持っていると予想される——ということから、今日の世界はかけ離れつつある。しかし、そうした20世紀前半に顕著に現れた社会全体の規律化・規範化を経て20世紀末に向かって生じた変容のプロセスは、規律権力では説明しきれない。後期フーコーの思想は、その新たな事態——管理社会やポスト・フォーディズム、そして新自由主義——に対して、その分析の手掛か

りを与えてくれることが期待されるのである。

近代の学校が規律権力の貫徹によって特徴づけられる、すなわち、生徒の身体が規律化され、その態度が馴致されたものであったとするなら、今日の学校教育は各人に対して、より巧妙化した方法で外的な要求を内面化し、動機付けを行うことで、個人をある一定の型の主体へと成形し、主体を権力に服するものになっているのである。フーコーは、「われわれは何ものであるか」という問いをめぐる闘争が近時に強まってきたことを指摘し、その闘争が「『しかしかの』権力制度、集団、エリートあるいは階級に対してではなく、むしろ、権力の技法すなわち形式に対して」のものであると判ずる。「この権力形式は、個人を類別する日常生活に直接自らを適用し、その人自身の個別性によって特徴づけ、その人自身のアイデンティティに結びつけ、その人が承認し他の人がその人の内に認めなければならない真理の法を個人に押しつける。それは、個人を主体に変ずる権力の一つの形態 forme なのである⁴⁰⁾」。こうしたメカニズムを明らかにすることに統治性研究の一つの焦点があり、レムケは上記の文章で「調整様式」という表現を用いているが、これが今日の時代における新たな統治スタイルないしは技術であり、今日の時代を特徴づけるものとなっている。

2. 規律化の始まり

ボングラツは、20世紀半ば頃までのドイツ近代の学校教育の歴史的な発展段階を、規律の概念を拡張しつつ辿ろうとし、規律のあり様の時代的变化から見た教育の変容を以下のように診断する。「今日の社会構成は、代表制民主主義に依拠していることを心得ていて、粗野で明白な強制でもって操作する規律化を毛嫌いしているが、だからといってそのことは、差し当たり近代社会を最奥のところまでまとめている権力構成のタイプが、規律化なしで済ませうことを未だ証明しているわけではない。それにしても、このことを探究するためには、〈規律化〉(原文はシングルオーテーション。以下、同様)の

概念を、新たに把握し直さなければならないだろ(下線は、引用者)。何と言っても、〈規律化〉はこの同時代の形態を取るなかで、禁止、強迫、懲罰といったような否定的なコノテーションをすべて振り落とそうとするものだからである。その否定的コノテーションに代えて規律化は、自らを洗練された生産的なやり方で戯れさせる。規律化は、社会的な諸力を統制下に置くが、このことはその統制を高めて強化することによってなされる⁴¹⁾。20世紀的な規律化は禁止、強制を旨とするものに見えないが、だからといって規律化がなくなったのではない。むしろそれは巧妙化し、目に映ずることが少なくなったに過ぎないというわけである。

さて、ポングラツは規律化の進展に、歴史的な時期区分を設ける。これはフーコーの規律の発展的な解釈に基づいている。「〈装置〉としての学校(傍点個所、原文はイタリック、以下同様)は、常に理論的な規律権力の地平線に関連づけられ、その際、ドイツの学校史は学校-装置の形成過程の中で、二つの明白な転換期が認められる⁴²⁾。その「初期段階はいわば規律社会への入会儀礼」であり、「プロイセンにおけるギムナジウム改革」ないしは「ペスタロッチの基礎教育方法 Elementarmethode がこれを示す」とされる。続く「改編段階は極めて〈柔らかい〉一望監視的な規律技術に」向けられ、20世紀初頭のドイツの改革教育学がこれを示している⁴³⁾。ペスタロッチの教育史上の地位は一般に人道主義的な観点、すなわち「その時代の貧しい者に対する異論の余地なき取り組みから帰結」する。ポングラツはこれだけのことではなく、その地位は、ペスタロッチの基本メソッドが「社会的に打ち立てる規律のテクニックに対する方法論上のレパートリー」から生ずると解する⁴⁴⁾。ポングラツに従うならその初等教育での「基本メソッド」は、生徒を規律に従わせ、クラスを統制することを可能にしたのものである。なぜなら基本メソッドは、「授業の進行を内容的にも時間的にも細分化することを可能にただけでなく、不可避のものにするから」であ

る⁴⁵⁾。「それにしても、授業の新たな時間的規則は、生徒の新たなイメージ」を、すなわち「模範生徒 Normschüler のイメージ⁴⁶⁾」を広める。「と言うのは、授業の基本化とそれに対応した練習と試験のテクニックは、生徒を目標、クラスメイト、既定の方法論という点で性格付けることを可能にするものだからである。仮構の模範生徒を規準にしたこうした規範化の効果に随伴して、逆に年齢もしくは学習能力および成績に従ったクラスの分割が生ずる⁴⁷⁾」。ポングラツは、フーコーが指摘した規律化される「従順な身体⁴⁸⁾」という点に触れつつ、さらに以下のように続ける。「こうしたことすべてが、基本メソッドを新たな権力技術——これは、物分かりのよい身体の様々な扱いの下に、その益をもたらす力とその従順さの増大へと調整されている——の統合的な構成要素にするのである⁴⁹⁾」。

ポングラツの説明に従うなら、70年代半ばから後半はフーコーの研究の第二段階であり、その焦点は「権力の系譜学」となる。そこには、権力の三つのタイプが見出されるという。一つ目は歴史的に古い抑圧する(主権の)権力、二つ目にそれより新しい規律権力で、これは統合する権力でもある。そして三つ目に予防的に作用する権力である。「現在の社会フォーメーションのこうした権力タイプは、その先行形態とは異なって、逸脱者の整理あるいは隔離に基づくのではなく、むしろ、他のあらゆる権力タイプよりも強力に、予防的に作用する。それは、人間の身体と、その〈最も規範的な〉生の完遂を内的に貫通する——それはまさしく、その権力タイプが、生を〈規範化〉することによってである⁵⁰⁾」。規律は身体の規律化だけでなく、規範・標準を設定して各主体をこれに近づけさせようとする(生の規範化)。生に一定の規範・標準が設定されることで、各主体はその生を手本として、それに自身の生を近づけさせようとするのである(この点はさらに、II-4. で敷衍)。また、標準的なものからの距離、成績によって生徒をクラス分けし、それをさらに社会の各領域なり社会的地位へ割り振ることが、近代的な学校の

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

機能となっているのである。

3. 規律化の改編段階

「規律権力の初期形態」において、「生徒を洗練された形で貫通するために身体的な暴力が直ちに学校の日常の書き割りの中で蓄積される」ような技術が進展するが、そうした状況の中で「社会的な権力行使の新たな機能様式が告げられる。この統合は、今や第一には、標準化された代表——それゆえすなわち、よき生活の(模範)イメージや徳や道徳の内容的に包括的な観念——を経由するのではなく、態度のコード化 Verhaltenscodiz と、それに対応した見かけ上の統合が、抽象的なやり方で導かれたプロセスを経由するのである⁵¹⁾」。こうした規律化のあり方は19世紀を通じて押し広げられ、新たな段階を作り出す。「19世紀の末頃、学校は結局、社会的身体における中心的な装置として礎が確固として下ろされ、そして——最初の一歩で——規律化のネットワーク(青少年保護と青少年裁判、家族および社会扶助)の中でのさらなる〈結び目〉に結び付く可能性を提供した⁵²⁾」。一般に、19世紀のドイツの教育は、まさに規律化を旨とした教育の浸透した時期と見なしうる。厳格な規則に縛られた学校生活と授業、権威主義的な態度を取る教師、その教師と生徒との垂直的な関係の形成等々。そうした厳格な規律に基づいたと見なしうる学校生活や教授法に対する批判が、20世紀初頭に広がり始める。それはドイツ語圏にあって“改革教育学 Reformpädagogik”の名で呼ばれる教育改革の運動で、これは当時の欧米諸国で広く見られるようになった新たな教育潮流(一般に「新教育」の名で呼ばれる)と軌を一にするものであった。その運動の精神を、19世紀の規律化・規範化する教育に対する批判にあったという捉え方をすることは妥当な解釈であるように思われる。しかし、ボングラツはこれを規律・訓練型の教育の「改編段階」を示すものと見て、必ずしも教育における自由の拡大や解放の進展とは見ない。改革教育運動の革新的業績が「仕

組んだ学校の新編成は、様々な次元で分析される。規律権力の意識下での局地的な機能の次元で、20世紀の始まりとともに、古い詰め込み学校・訓練学校から、ダイナミックで内的に導かれた作業形態への移行が見られるが、この形態は可能な限り、かつての他による調整(他律的調整)を、自身による自己の調整(自己調整)へと移行させることを目的にしている(下線は引用者による)。それによって教育の言説の目標点は、言ってみれば内面へと向かう。すなわち、今や目に映ずるのは、従順な身体の統制に向けた外的に設定されたアレンジメント(校舎における学校のベンチ、学校衛生、空間-時間的固定化等々)よりも、学習の成功への注目や自立心を確保するための、〈内面〉を目指すアレンジメント(動機の構造、心理学的な装置、〈学校生活〉、一望監視的な管理方式)である⁵³⁾。「改革教育学それ自身は、自由の教育学として構想され呼び出されたものであるが、機動化した柔軟な社会という条件に応じて、他律決定 Fremdbestimmung のモメントをなお促進するもの⁵⁴⁾(下線は、引用者)」なのである。

このようにして外的な「教育の言説の目標点」が内面化されることで、その目的への動機づけは、あたかも自発的なもののように見せかけることになる。このことは、少なくとも表向きは、生徒各人の自由、自己決定といったものが確保されるということでもある。こうした事態に「対応しているのが、新たな柔軟な組織構造であり、これは、しばしば〈自由〉のラベルと見誤られ、しかも、これは個別の教室(自由な席取り、自由な生徒の会話)の次元だけでなく、全学校的な制度化(自由な学校共同体、革新的な〈学校計画〉、自由な学校選択)の水準に対してのものである」。「授業は〈共同体授業〉となり、教室は〈生活共同体・作業共同体〉となる。他律的教育(他者による教育 Fremderziehung)は〈自己教育(自らなす教育 Selbsterziehung)〉へと移行する⁵⁵⁾」。「生徒の主体にかかわる(第三者的な-引用者)関心は、ほとんど気が付かないほどに個人的な力の発展とその全体への

つながりを再統合すること——その機能原理は、各人には隠されたままである——に対する、学校システムの客観的な関心に結びついている。」「学習状況がこのように、〈一望監視(パノプティズム)〉の原理に沿って再構成され、その際、規律化を与えるネットワークはもはや管理者の統制を経由して結びつけられるのではなく、〈学校生活〉の柔軟に操作された統制メカニズムを経由したものとなる⁵⁶⁾」。

各生徒は、具体的な人格を具えた権威者、権力者により指示・命令され、また規律化されるのではなく、多分に不可視化した規範化のメカニズムやネットワーク——非人格的な力——による統制を受けて調整・調節されているのであり、それは、規律化の進展した形というわけである。このようにして、「諸個人は二重の立場へと入り込む。すなわち、各人は自身をプロセスの主体として経験できるが、それにもかかわらず、そのプロセスに完全に晒されたままとなっている」。すなわち、プロセスに主体が服し、そのプロセスにより主体のあり方が規定されるのである。この点で、主体はプロセスの、そして権力にとっての客体でもある。そして「この二重構造は、自律のフィクションを安定化する。規律権力はこのフィクションにとっては、匿名で把握しえないものとなる⁵⁷⁾」。「フーコーの語る規律権力は、個人を経由し貫通する。近代的な社会の諸個人は、言うなれば規律権力の綱目の中を動き回る。すなわち、諸個人は、常に、自身が権力を経験するのと同時に行使する位置にあるのである。諸個人は、権力作用の生産物であると同時に、その結合のエレメントである(下線は引用者)⁵⁸⁾」。ここには「柔らかな規律テクニックが集中⁵⁹⁾」し、「権力は、可視の可能性と発話可能性をより恒常的であり深くよりきめ細かく生産するにつれて、次第に身体に関わらないものとなる⁶⁰⁾」。こうしたことこそ、「20世紀への世紀転換期頃に改革教育運動が成し遂げた真の革新性⁶¹⁾」なのである。

4. 「規範化の社会」

19世紀から20世紀半ば過ぎりまでの時代——後述する「管理社会」以前——を、ボングラツは大きく規律社会という捉え方をしているようだが、これはフーコーに即するなら「規範化の社会 *société de normalisation*⁶²⁾」というものに相応していると見てよいだろう。規範化の社会は、「規律の規範と調整の規範とが直角に交差するようにして連結した社会⁶³⁾」であり、この社会に作用する権力は二つの極、すなわち身体の規律化と、人口/住民の生を調整することからなっている。「身体に関わる規律と人口の調整とは、生に対する権力の組織化が展開する二つの極⁶⁴⁾」となっていて、そして、この社会には、「規律的で調整的な生権力」、「本質的に生かすことを目標とする権力」が「生命を対象にしてかつ目標⁶⁵⁾」として作用しているのである。

ここで少し訳語の整理をしておきたい。「規範化」の元の仏語“normalisation”(独語: Normalisierung)は、「正常化」あるいは「標準化」とも訳しうるが、ここでは正常と異常の別よりも、「規範 *norme*」(独語: Norm)が社会を構成する軸として捉えられているので、日本語としてはやや曖昧さを感じさせる表現かもしれないが「規範化」としておく。規律の場合の規範とは、予め想定・設定された規準を指す。それに身体やその動作を近づけ(させ)ることが規律化である。これをフーコーは“normation”⁶⁶⁾(独語: Normierung)という言葉でも捉えている。これは、身体に関わって、「規格化」という意味合いが強いといっておく。その結果として、正常と異常の別が設けられることになる。

これに対して人口の生に対する調整とは、人口全体の生にとってよりよいと見なされる常態——これを捉える道具として統計が用いられる——が評定され、そこから規範が見出されて、そこに人口の生の状態を近づけることになる。正常と異常が吟味され、そこから正常な事態(常態) = 規範が導かれることになる。規範化

nomalisation は、個別の身体と、塊としての人口、それぞれにかかわる二つのタイプの規範／正常を実現、実践することを意味している。人口／住民の生にかかわる調整とは、偶発的なリスクを低減するためのものであり、「均衡を保ち、平均値を維持させ、一種の恒常性を確立し、補償を保証することのできる調整的なメカニズム」を確立する必要がある、ここに「安全のテクノロジー」が生み出さる。これを遂行する政治が、生政治という表現で捉えられる⁶⁷⁾。17～18世紀頃から姿を現したとフーコーが捉えるこの「安全のテクノロジー」「安全装置」については、『安全・領土・人口』で論じられる。この安全装置の相関関係として、人間にとっての自由の領域が設けられ、これが自由主義の統治性を形づくる基本的論理となる。

上述したように(I-3.「統治性」について)、「統治」「統治性」の語は、『安全・領土・人口』『生政治の誕生』でのキーワードであるが、フーコーはフランスの歴史の中で用いられていた多様な統治実践の形態(自己統治、魂の統治、子どもの統治など)から始めて、これを拡張する形で一般的なコンセプトにしようとする⁶⁸⁾。これを一般化するに当たって生権力の作用を前提し、人間の生に対する「調整」を「統治」という表現に拡張するかもしれない。あるいは統治というコンセプトの中に含めようとしたのだと見受けられる。また、この「調整」は、管理社会(ドゥルーズ)の「管理」とも位相の異なるものと見るべきだろう(後述)。

Ⅲ 管理社会(ドゥルーズ)の到来

1. 〈工場〉から〈企業〉へ

20世紀初頭に一定の興隆を見る改革教育学の新たな学校構想や理念は、当時においてよりも、第二次大戦後の学校教育制度改革の中で広く実現の陽の目を見たと言いうるかもしれない。それは、上述した主権者的な主体なり真の自律といったものへの希求と多分に結び付くものであった。けれども、20世紀末に向かう時代

の社会は、同世紀前半の社会とは大きく異なり始めていて、このことが統治性や主体のあり方も変化させることとなる。規律・規範に代わって人の行動を調整・統制し、行動を導く新しい形をボングラツはドゥルーズの「管理」ないしは「管理社会 *société de contrôle*」に見出す。規律社会から管理社会へというイメージは、20世紀の後半を理解するときの一般的な図式の一つではありうるだろう。ただし、これはすでに触れたように(I-3)、フーコーの統治性とは直接には関係がない。ボングラツは、規律社会からの変容を説明するのに管理社会を持ち出しているものであり、その際、ボングラツは主体の「受動的」な側面の連続性、すなわち人を従わせる支配の様式変化として、規律から管理へという説明を用いるのである。

フーコーは、1930年代末頃から60年代にかけての新自由主義の理論家の構想の内に、統治についての新たな構想、そこに胚胎する新たな主体の様式を読み取ろうとする。その新たな統治性や主体は、今日の新自由主義の時代・社会を特徴づけていると解しようが、ボングラツに従うならその新たなコンセプトは、管理社会の中でその具体像を結ぶものとなってきたと一先ず見てよいだろう⁶⁹⁾。ドゥルーズは、「われわれが、何か新しいことの始まりに位置している⁷⁰⁾」と指摘しているが、これを受けてボングラツは、「ドゥルーズが現在の地平に姿を現しつつあると見ていたのは、社会構築の全体としての新たな姿である⁷¹⁾」と述べる。20世紀後半から末にかけての教育の領域の歴史的変動も、この点から説明しようとするには十分な可能性があるように感じられる。ボングラツもまたこの時期の新たな事態を、先ずはその管理社会に言及しつつ、そこから今日的な教育状況の特質を説明しようとする。

この新たな社会に見られる特徴のひとつは、規律化の時代に見られた、規律が主に作用する規律機関、「閉じ込め環境 *Einshließungsmilieu*⁷²⁾」が後退してゆくという傾向にある。ボングラツは、「実際、19世紀と

20世紀の大きな閉じ込め環境はすべて(市民的な小家族、病院や精神病院、監獄、学校、工場)、同様の規律戦略をもっていた」と指摘しているが⁷³⁾、それはドゥルーズに従うなら次のような効果を持つものであった。「集中させ、空間に分配し、時間を整序する。そして時間-空間において生産力を統合する——その作用は、個々の力の総計以上のものであるに違いない⁷⁴⁾」。しかし、閉じ込め環境において規律の効果として得てきた生産性を今日、期待できなくなっている。その今日到来しつつある事態についてのドゥルーズの診断は次のようである。「学校改革、産業改革、病院改革、軍隊改革といったように、次から次へと改革が重ねられ、権限のある大臣によってこれは必要なものと宣言される。しかし、こうした諸制度が遅かれ早かれ終端に行き当たることは誰にでも分かっている。問題はただその終末を管理し、人びとに従事させ、ついにはすでに扉を叩いている新たな諸力にその(然るべき)位置を得させるまでに至ることである。管理社会はその時、規律社会に取って代わる(下線は、引用者)⁷⁵⁾」。その診断に従うなら、規律と結びついていた閉じ込め環境は今日、「危機に陥っている⁷⁶⁾」。

けれどもボングラツの見るところ、「そのような危機の時代にあって、新たな自由の使者が常に現れ、その使者は、死に瀕している規律形式の没落に対して、朝焼けのように、新たな自律を晴れやかなものにしようと望む⁷⁷⁾」ところとなる。こうした事態を示す象徴的な事象としてボングラツは、ドゥルーズを参照しつつ「〈工場〉から〈企業〉への移行⁷⁸⁾」という事態を指摘する。管理社会の到来は、〈企業〉というあり方に体现される。では、その企業は工場とどのように異なり、どのような特質を帯びているのか。ドゥルーズに従うなら、以下のものである。「工場は諸個人をひとつの身体に集める。…ボングラツによる中略…しかし企業は、常にあからさまな競争をためになる競争心として、また際立ったモチベーションとして押し広める。その競争は諸個人を相互に対立させ、彼らを磨り

減らし、自身の内で分裂させるのである⁷⁹⁾」。さらにその違いは、次のような点に現れる。「閉じ込め(環境)は、様々な諸形式(原文はイタリック)であり鑄型であるが、これに対して管理は調整であり(下線は、引用者)、この管理は刻一刻と自ら変形する鑄型(への鑄造作業)といった体のものである⁸⁰⁾」。ボングラツが規律化の発展的な形態として捉えようとする新たな形態、すなわち管理は、厳しく統制するというのではなく、むしろ全体を調整する、あるいは個人および全体をなにごしかの方向へと導く、操縦・操舵(ナビゲート)するといったことである。ドゥルーズの「管理社会」もおおよそそうした意味に近いが、ただし、そこでの主体は受動的存在と見なされるという側面が強い。

では、この調整もしくは転調は、どのようにしてもたらされるのか。各個人の振る舞いを規定し、各個人の主体が成形されるに際しての原型となる鑄型とはどのようなものなのか。この各個人に対する調整もしくは変調は、管理社会での要諦である「データ」としての「数字」が元となる。これは管理社会において「合言葉」として機能する。誰もがこれに従うことになるのだが、この言語は「計数型」のもので、計算された数字に基づいて物事を判断・処理することがその焦点である。これにより、例えば「変動相場制を参照項として」扱い、マーケットとそこで得られるデータが重要な役割を果たすのである⁸¹⁾。ボングラツに従うなら「管理社会は、もはや個人に——ローカル化され固定化されるアイデンティティに——賭けるのではなく、抜き取り検査、平均値、為替相場あるいは〈バンク〉(データバンクから遺伝子バンクまで)に賭けるのである」。それをコントロールする「言語は、数字の組み合わせ、パスワード、符号からなっている⁸²⁾」。規律化・規範化が、軍隊、学校、病院といった閉じ込め環境において、規範(正常)や標準に適合させるという形で実践されたのだとすると、管理社会における調整の作用は、遍在するコントロールの言語を通じて、時と場所を選ばないものになる。企業は自律的に

活動しているように見えても、そのコントロールの言語により生み出される「変調」に晒され、そして管理・調整ないしは操導に服しつつ活動しているのである。そしてドゥルーズに従うなら、学校という閉じ込め環境で行われていた教育のあり方も変化する。「じじつ、企業が工場にとってかわったように、生涯教育が学校にとってかわり、平常点が試験にとってかわろう」として、「これこそ、学校を企業の手にゆだねるもっとも確実な手段なのである⁸³⁾」。

2. 新たな統治性・新たな主体：「自分自身の企業家」へ

この企業という形式は、主体という観点から捉えるとき、新たな統治性を告知するものでもある。この形式のうちに、自律と他律が折り合うからである⁸⁴⁾。ボングラツは次のように述べる。「規律権力がその真の表現を、規律化、規格化、規範化の行為の中に見つけたのだとすると、これに対して管理社会は、操導の技術(Führungstechniken)の新たなレパートリーを発展させる(下線は引用者)。なぜなら、〈規律〉や〈規範〉は、今日もはや、生産性を保証するものではないからである。これに代わって〈柔軟性〉、〈動機付け〉、〈目的への追従〉、〈自己調整 Selbstorganisation〉あるいは〈(他に対する)調整 Modularisierung〉が登場する⁸⁵⁾」。

規律の改編段階においては、まだ、人あるいは主体を規範に従わせることが権力の中心的な作用であり、そうした規範を内面化することで主体が調整され、主体は何らかの指示・命令の下、所与の課題の遂行に対して、自発的に取り組むことが求められたに過ぎない。そしてその限りでその自発性は、いわばそのように見せかけられたものであった(自律のフィクション)。改革教育運動によって構想された新たな学校は、「他による調整」を「自身による調整」へと移行させるものでもあった—ただし、そのような学校は当時あってはまだ一部で実験的に行われたに過ぎないという点には十分に注意が必要だろう。理論上は、プロセスないしは権力への主

体の服従ということが、改革教育学の理念とは裏腹に、なお促進されているのである。

規律段階における自発性は、単純化していえば、他からの指示・命令に“自ら進んで”取り組むことでしかない。管理社会にあっては、主体の自発性そして自律が一層強調されることになる。統治の戦略に合わせて、主体の自律、それにかかわる諸能力が利用され動員されるのである。管理社会では、主体の晒されるプロセスが変化する。そこでは、新たな社会状況、急速に複雑に変化する状況・環境・データに機敏に応じることができなければ、統治の目標に近づくことはできない。統治目標を実現すべく最適の行動を取るためには、各人はより多くのことを自身の裁量で決定し責任を負う形で、自発的に、機動的・能動的、戦略的に行動しうる能力なり資質が必要である。主体は、外的な変調に応じ、あるいは外的なアレンジメントに服しつつ、その変化に対して自分自身を自ら調整する行動主体であるが、そうした主体は、この世界にあって企業という形式がその具体相である。それは、新自由主義の世界において、競争的な市場において、より合理的で戦略的な態度と、そのための諸能力を獲得することを求められる。それは自律して行動しうる存在であるように形成されることになる。

「企業」は会社組織だけのことでなく、各人それぞれが企業家/起業家となるように主体形成が図られているのである。ここにフーコーの指摘する「自分自身の企業家⁸⁶⁾」(自己の企業家)という主体の形象が浮かびあがる。そのような主体形成に、今日の教育が手を貸しているのである。「これに対応した学習アレンジメントには、望まれる主体化の実践を先ずは可能にし、そして機能上限定するという課題が生ずる。」その際、かつての改革教育学のモデルに遡及され、「その基底的非合理的な複合的コンビネーションは、今日でも、影響をもつものである⁸⁷⁾」。「かつて自律的な主体形成に向けて考えられたあらゆる教育要素、プロジェクト学習、状況学習、複合的な学習アレンジメント等々の

多くのものが、新たな手段として現れ、これでもって結局のところ、包括的に必要とされる主体の企業的な整形 *Zurichtung* が成し遂げられる⁸⁸⁾。そして「それは、個人を統治性の戦略へと結びつけるため⁸⁹⁾」である。「〈企業〉は〈工場〉に取って代わるだけではない。それはそもそも、新たな管理形式の一般化しうるモデルとなる。この管理形式は、自由と支配を、〈自由意志的な自己コントロール *Selbstkontroll*〉の逆説的な形象において結びつけるのである⁹⁰⁾」。

ここに、新自由主義の統治性の特徴点の一つがはっきりしたものとなる。市場が国家を組織し統制する原理となっている今日的な「変容のプロセスは、新式の統治の戦略を計画する。フーコーが示しているのは、国家と社会の再構成がそれだけ一層、統治目標に結びつけられ得る自己のテクノロジーを發明し、促進することを目的とせざるを得ないということである⁹¹⁾」。繰り返しになるが、「新自由主義的な統治性の枠内で、自己決定、責任、選択の自由は、…中略…、それ自体が、主体の自己および他に対する関係を変化させるための道具であり媒体であることを暗示して⁹²⁾」、「福祉国家的な介入形態の解体は、国家的な装置と官庁の操導の能力を、〈責任感があり〉、〈思慮深く〉、〈合理的な〉個人へと移す統治技術により脇が固められている⁹³⁾」。こうして、「根本的な変化が兆している」ことが見て取れる。「規律化の政治的テクノロジーの、〈統治性〉の新たな形態への変革⁹⁴⁾」という事態が進行しているのである。

規律化された主体は、全体として権力の意に沿った受動的な存在として描き出される。これに対して、新たな統治性における主体は、主体の利害関心を動機として、自らの行動を自らの思考に基づいて戦略的に展開しうる可能性が、その統治性によって与えられてはいる——それが統治戦略の一環に位置するとしてもである。

おわりに

ドイツにおける統治性研究に見られる研究

の大きな方向性は、ボングラツに典型的に見られるように、自律的・自発的に活動することが想定されてきた主体が、管理ないしは調整という状態に服していることを、フーコーの統治や権力概念に依りつつ明らかにし、今日の事態や様々な事象を批判的に捉えて分析することにある。一見すると自律(自発性)、自由意志といったことが尊重されているような主体を押し進めようとする社会理論——ボングラツが批判の対象とする社会構成主義—システム論的教育論——は、そうした主体が、統治システムの一環をなすものであり、その統治の意志に服したものにしていることに無自覚になってしまっているのではないかという疑問を呈する⁹⁵⁾。

この論争には、「自身による操導／調整」と「他による操導／調整」、その両者の合理的と見なしうるバランスがどの辺りに求められるべきかという問題の難しさが表れているということだろう。統治の目的に従うことが自身の利害に叶うことでもありとより多くの人に感じ取られるならば、その統治のあり方がより多くの人に受容可能ということであり、そこに「統治の合理性⁹⁶⁾」を見出しうる。統治の権力が過剰になるところでは、より多くの人に反発が生じ、安定的な統治性は望めなくなる。主体の今日的な様式／あり方として社会生活の領域では「自分自身の企業家」という形式を纏うことが求められるのだとして、自身の意欲や欲求を満たすことにかかわる、自律、自由な意志に基づく自己決定という肯定的な側面・可能性と、それを満たすためには統治の目的に従い、経済の論理に服することにもなるというあり方との間で、そのバランスをどのように図るかが問題となる。

「自分自身の企業家」「企業家的自己」の社会領域における具体的な現れとして、「労働力企業家 *Arbeitskraftunternehmer*」といったことを指摘しうる。これは、伝統的な労働者あるいは従業員のある方を変えうるものでもある。旧来の、雇用され、実質的に雇い主の意思に服し、労働力の提供の見返りに賃金を受け取る労働

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

者・従業員という概念に対して、「〈労働力企業家〉、〈自分会社 Ich-AG〉あるいは〈起業家〉へと変わるはずと⁹⁷⁾」理解されるようになっていく。今日の教育は、まさにそうした主体、新たな労働力・労働資質を形成する作業となっていて、主体が身に付けるべき知や態度——コンピテンシー、自律／自主性、自己責任、人的資本論等々を指示しているが、こうしたことが強調される文脈、すなわち、人間性の実現という教育学的主張の背後に作用している産業＝経済的なメカニズム、そうした諸能力を押し進めてきた政治的な意図と教育上の諸政策、そしてそうしたものの諸関係を、統治性研究の観点を踏まえることでより良く分析・考察しうることが期待される。

こうしたことについては、自身にとってのさらなる研究テーマとしてゆきたい。

注

- 1) 拙稿「ドイツ語圏における『統治性研究』について—戦後ドイツ教育史への一視角として—」『阪南論集』社会科学編、第48巻第1号(2012年10月)、37-54ページ。後期フーコーの思想、これにかかわる統治性研究についての諸文献については、その拙稿で触れているのでそちらも参照して頂きたい。
- 2) 以下の二冊は、今日のドイツ教育において、どのようなタームをキーワードとして教育が語られているかを知る上で有用である。Bröckling, Ulrich/Krasmann, Susanne/Lemke, Thomas (Hrsg.): *Glossar der Gegenwart*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 2004; Dzierzbicka, Agnieszka/Schirlbauer, Alfred (Hrsg.): *Pädagogische Glossar der Gegenwart - Von Autonomie bis Zertifizierung*, 2.erweiterte Auflage, Wien: Löcker, 2008.
- 3) Lorey, Isabell, "Gouvernementalität und Selbst-Prekarisierung. Zur Normalisierung von KulturproduzentInnen", in: *transversal multilingual webjournal "Maschinen und Subjektivierung"* 11, 2006 (http://transform.eipcp.net/transversal/1106/lorey/de/#_ftnrefl4).
- 4) Angermüller, Johannes / Dyk, Silke van (Hrsg.), *Diskursanalyse meets*

Gouvernementalitätsforschung: Perspektiven auf das Verhältnis von Subjekt, Sprache, Macht und Wissen. Frankfurt a.M.: Campus Verlag, 2010, S.289.

- 5) Foucault, Michel, "The Subject and Power", in: Dreyfus, Hubert L./ Rabinow, Paul, *Michel Foucault : beyond structuralism and hermeneutics*, Chicago: University of Chicago Press; (2nd ed.) 1983 [1982], pp.208-226, p.208. 邦訳書、フーコー、M.「主体と権力」「フーコー思考集成 IX - 1982-83 自己・統治性・快樂」小林康夫 他訳、筑摩書房、2001年、10ページ。
- 6) Friedeburg, Ludwig von, *Bildungsreform in Deutschland, Geschichte und gesellschaftliche Widerspruch*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1992.
- 7) Bröckling, Ulrich, *Das unternehmerische Selbst. Soziologie einer Subjektivierungsform*. Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 2007, S.257. 68年の政治的運動を頂点とする70年前後の体制変革的な動きには、二つの方向性があるとする研究としては、リュック・ボルタンスキー／エヴ・シャペロによる『資本主義の新たな精神』(三浦直希 他訳、ナカニシヤ出版、2013年 [1999])を挙げうる。同書はフランスの歴史を対象にしているが、ドイツ語圏の研究文献でも多く言及され、一般的な妥当性を得ていると見てよいだろう。同書では、社会的公正を求める態度を「社会的批判」と名付けている(下巻：第三部 資本主義の新たな精神と批判の新たな形態 第六章 社会的批判の再生)。これは、資本主義がもたらした社会的な富の不平等な分配を是正しようとして19世紀末に始まる資本主義の「第二の精神」をより徹底して継続していこうとするものであった。他方、自律を求める態度を「芸術家的批判」(下巻：第三部 第七章 芸術家的批判の試練)と呼んでいる。これは、官僚制化した資本主義の経済システム、企業組織の中でいわば一個の歯車と化している主体の解放を求めることである。ここに新たな「資本主義の第三の精神」が胚胎する。
- 8) この時代、どのようなことが批判の対象であったかを知るには、当時の学生に広く支持された『一次元的人間(新装版)』(H・マルクーゼ、生松敬三 他訳、河出書房新社、1980年 [1964])が参考になる。
- 9) Brieler, Ulrich, "Foucault und 1968: Widerspenstige Subjektivitäten", in: Hechler, Daniel/Philipps, Axel (Hrsg.), *Widerstand denken - Michel Foucault und die Grenzen der Macht*, Bielefeld: transcript Verlag, 2008, S.29.
- 10) 戦後のドイツにあって「自律への希求」は、教育における最大の関心事の一つであったと言っているだろう。60年代末頃の雰囲気伝えるものとし

- て, Th. W・アドルノ『自律への教育-講演およびヘルムート・ベッカーとの対話 1959~1969年』(ゲルト・カーデルバッハ編, 原千史 他訳, 中央公論新社, 2011年), 特に8章「自律への教育」(ドイツ・ヘッセン公共放送での対談, 1969年)が参考になる。アドルノはここで, 「自律した, すなわち一人前の人間」(197ページ)の規範を, カントの「啓蒙」に言及して「人々が自分自身で招いた他律から抜け出すこと」(188ページ)に求めている, けれども今日, 文化産業に取り囲まれた社会的な矛盾から, 自律の実現が困難であることを指摘する。また, 「絶えず変化する状況に順応する能力」は, 自律のための一つの前提である「心理学でいわれる自我の弱体化」を示すものであり, 問題あるものとも述べている(202ページ)。
- 11) ドイツ語の "Autonomie" (オートノミー) に対しては「自主性」という訳語がありうるが, ここでは「自律」としておく。この語の今日の意味(変容)については, "Paedagogische Glossar der Gegenwart" の同名項目が参考になる。
 - 12) Bultmann, Torsten: "Soziale Kämpfe um Bildung. Überlegungen zum Funktionswandel von Bildung in der nach-industriellen Gesellschaft", in: Kaindl, Christina (Hrsg.), *Subjekte im Neoliberalismus*, Marburg: BdWi-Verlag, 2007, S.181-193, S.188. 「生涯学習 Lebenslanges Lernen」については, "Glossar der Gegenwart" および "Paedagogische Glossar der Gegenwart" それぞれの同名項目が参考になる。教育の「モジュール化」については, "Paedagogische Glossar der Gegenwart": "Modularisierung" を参照しうる。教科内容を分割することで生徒が効率的に学べるように工夫したカリキュラム・教授法を指す。
 - 13) Dutschke, Rudi, „Gespruch über die Zukunft“ 1968, zit. nach *Glossar der Gegenwart*, S.152: "Lebenslanges Lernen".
 - 14) *Glossar der Gegenwart*, S.152: "Lebenslanges Lernen".
 - 15) *ibid.*
 - 16) Isabel Lorey (2006), *op.cit.*, vgl. Kastner, Jens: "(Was heißt) Gegen-Verhalten im Neoliberalismus?", in: Hechler, D./ Philipps, A. (Hrsg.). *op. cit.*, S.39-56, S.50.
 - 17) Schirlbauer, Alfred: "Bildung im <Insustriefaschismus>" in: Pongratz, Ludwig (Hrsg.), *Heydorn lesen! - Herausforderungen kritischer Bildungstheorie*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2009a, S.154.
 - 18) Kaindl, Christina (Hrsg.): *Subjekte im Neoliberalismus*, Marburg: BdWi-Verlag, 2007, S.8 (Vorwort).
 - 19) ボルトンスキー／シャペロは, 60年代末に若者が求めた新たな主体や自律が, どのようにして企業の中へと取り込まれようとしたのかを説明している。企業はこうした新たな主体観念を取り込み「ニュー・エコノミー」を発展させることにもなる。ボルトンスキー／シャペロ, 前掲邦訳書(上巻 第一部 新たなイデオロギ的の布置の出現 第一章 九〇年代のマネージメントの言説)
 - 20) この語の意味については, *Pädagogische Glossar der Gegenwart* の "Employability" の項目が参考になる。
 - 21) Kaindl, Ch. (Hrsg.), *op. cit.*, S.7 (Vorwort).
 - 22) Pongratz, Ludwig A., *Bildung im Bermuda-Dreieck: Bologna - Lissabon - Berlin: Eine Kritik der Bildungsreform*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2009b, S.126. 教育の経済化については簡単な説明にとどまるが, 拙稿, 前掲論文(Ⅲ-4. 経済レジームとしての統治性), 49ページ。
 - 23) Kaindl, Ch. (Hrsg.), *op.cit.*, S.8 (Vorwort) ドイツ語 "Pädagogik" は「教育学・教育術」と訳されるが, 広い意味で教育にかかわる営み全般を指しうる。"Bildung" は広く「教育」の意で, 「人間形成」「教養／陶冶」という意味合いが強い。"Erziehung" は, 学校での教育に見られるような規範的・規律的な教育といった意味が色濃い。厳密に訳し分けることは困難であり, 文脈に応じて訳語を当てることにする。
 - 24) Pongratz, Ludwig, *Untiefen im Mainstream: Zur Kritik konstruktivistisch-systemtheoretischer Pädagogik*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2009c, S.213.
 - 25) この点に関しては, 拙稿, 前掲論文, 37-41ページ (I「統治」「統治性」について)。
 - 26) Foucault, Michel, "Subjectivity and Truth" in: *Political Theory*, Vol. 21, No.2. (may, 1993), pp.198-227. p.203. (<http://links.jstor.org/sici?sici=0090-5917%28199305%2921%3A2%3C198%3AATBOTH%3E2.0CO%3B2-R>). この講義は, 1980年11月17日, アメリカのダートマス大学において英語で行われた。なお, このフランス語訳は, Fruchaud, Henri-Paul/ Lorenzini, Daniele (éd.), *L'origine de l'herméneutique de soi - Conférences prononcées à Dartmouth College, 1980* VRIN France, 2013. この引用に関しては, 次の文献も参考にしうる。Bröckling, Ulrich/ Krasmann, Susanne/ Lemke, Thomas (Hrsg.): *Gouvernementalität der Gegenwart. Studien zur Ökonomisierung des Sozialen*, Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 2000, S.29f.

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

- 27) Foucault, "The Subject and Power", pp.220f. この引用訳文に関しては、仏文も参考にしている。Foucault, Michel, "Le Subjec et le pouvoir" in : *Dits et écrits (1954-1988), tome II : 1976-1988*, Paris: Gallimard, 1982, pp.1041-1062, p.1056. 邦訳「主体と権力」の該当箇所は、『フーコー思考集成』25 ページ。フランス語の "conduite" は、「振る舞い、行動(操行)」とも、「導くこと(操導)」とも訳しうる。なお、「操行」「操導」の訳語は、『安全・領土・人口 — コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度』(ミシェル・フーコー講義集成 7 : 高桑和巳訳, 筑摩書房 2007年)での表現。「振る舞いに対する導き」ということに関しては、次の文献も参考になる。Walters, William, *Governmentality: Critical Encounters* (Critical Issues in Global Politics 3). London/New York: Routledge, 2012 (邦訳書, W・ウォルターズ『統治性 — フーコーをめぐる批判的な出会い』阿部潔・清水知子・成実弘至・小笠原博毅 訳, 月曜社, 2016年)。
- 28) フーコー他『自己のテクノロジー — フーコー・セミナーの記録』田村椒・雲和子訳, 岩波書店, 1999年 [1988], 21 ページ。
- 29) 同上書, 20 ページ。
- 30) 同上書, 21 ページ。
- 31) 同上書, 21 ページ。
- 32) フーコーの用いる "subjectivité" (独語: Subjektivität) の語に対して、ここでは「主体の様式」としておきたい。これは「主体性」と訳しうるが、この日本語は主体が自らの意志で行動しようとする能動的な態度に力点があるような印象があり、ここでは避けることにする。ここでは、主体が権力の作用により、何らかの特定の様式/様態もしくは型を取るように形成されてあることを指しているのである。フーコーの主体概念については、以下の文献の各項目が参考になる。Revel, Judith, *Dictionnaire Foucault*, Paris 2008: "Subjectivation (processus de)", "Subject / Subjectivité"; Ruoff, Michael, *Foucault - Lexikon : Entwicklung-Kernbegriff-Zusammenhänge*, 2. Aufl., Paderborn: Winlhelm Fink Verlag, 2009: "Subjek".
- 33) フーコー, M.『安全・領土・自由』および、同『生政治の誕生 — コレージュ・ド・フランス講義 1978-1979年度』(ミシェル・フーコー講義集成 8) 槇改康之訳, 筑摩書房, 2008年。この点に関しては、拙稿, 前掲論文, 37-41 ページ (I「統治」「統治性」について)。
- 34) 拙稿, 前掲論文, 41-45 ページ (II 統治性の歴史的展開)。
- 35) Pongratz, Ludwig, A., : "Freiwillige Selbstkontrolle. Schule zwischen Disziplinar- und Kontrollgesellschaft" in: Ricken, Norbert/Rieger-Ladich, Markus (Hrsg.), *Michel Foucault: Padagogische Lektüren*, Wiesbaden: VS Verlag, 2004, S.243-259 (4. Kap.), S.249f.
- 36) Bröckling, U., et al (Hrsg.), (2000), *op. cit.*, S.30. vgl. Pongratz, L., (2004), *op. cit.*, S.249f.
- 37) 規律の観点から、現代的な教育のあり様を分析したものととして、ポール, S・J『フーコーと教育 — 〈知=権力〉の解説』稲垣恭子・喜名信之・山本雄二 監訳, 勁草書房, 1999年 (1990)。
- 38) Lemke, Thomas, "Andere Affirmationen - Gesellschaftsanalyse und Kritik im Postfordismus", in: —, *Gouvernementalität und Biopolitik*, 2. Aufl. Wiesbaden: VS Verlag, 2008, S.70. ほぼ同意のテキストとしては、トーマス・レムケ, 高橋明史訳「ナンシー・フレイザーにたいするコメント」『現代思想』第31巻16号, 2003年, p.40-48. 原文, "Comment on Nancy Fraser: Rereading Foucault in the Shadow of Globalization" in: *Constellations Volume 10, No. 2, 2003*. なお, 本文中のフレイザーの論攷は, ナンシー・フレイザー, 高橋明史訳「規律訓練からフレキシビリティ・セッションへ? — グローバリゼーションの時代にフーコーを読む」『現代思想』第31巻16号, 2003年, 26-39 ページ。
- 39) *ibid.*, S.72f.
- 40) Foucault, M., "The Subject and Power", p.212.; —, "Le Subjec et le pouvoir" (1982), in : *Dits et écrits (1954-1988), tome II*, p.1046. フーコー「主体と権力」邦訳, 15 ページ。なお, 引用の最後の一文は, "The Subject and Power" に記述はなく, *Dits et écrits, tome II* からのものである。
- 41) Pongratz, L., (2004), *op. cit.*, S.245f. この論攷とはほぼ同内容の英語訳として, —, "Voluntary Self-Control: Education reform as a governmental strategy", in: Maaschelein, Jan/ Simons, Maarten/ Bröckling, Ulrich/ Pongratz Ludwig (eds.), *The Learning Soceity from the Perspective of Governmentality*, Malden: Blackwell Publishing, 2007, pp.57-68 (4. Chap.). さらに, フーコーの方法論にも言及したより包括的な説明としては, Pongratz, L., (2009b), *op. cit.*, "4. Bildungsregime: Subjektivierungspraktiken - (Selbst-) Führungstechniken - Wahrheitsmaschinen", S.112-137.
- 42) *ibid.*, S.250. なお, 「装置」についてのフーコーの説明は, 「ミシェル・フーコーのゲーム」『ミシェル・フーコー思考集成 VI 1976-1977 セクシュアリテ/真理』蓮實重彦 他監修, 筑摩書房, 2000年。410 ページ以降が参考になる。

- 43) *ibid.*
- 44) *ibid.*, S.251.
- 45) *ibid.*
- 46) Kost, Fritz: *Volksschule und Disziplin*, Zürich, 1985 zit. nach Pongratz, L., (2004), S.251.
- 47) Pongratz, L., (2004), *op. cit.*, S.251.
- 48) フーコー『監獄の誕生—監視と処罰—』(田村俣訳, 新潮社, 1977年[1975]) 第三部第一章「従順な身体」。
- 49) Pongratz, L., (2004), *op. cit.*, S.251.
- 50) *ibid.*, S.247. 「規範」「標準」「正常」「常態」といったことについては, 次の項目説明が参考になる。”*Glossar der Gegenwart*”: “Normalität”, S.190-196. なお, 20世紀の主としてフランスに焦点を当てたものになるが, フーコーの捉える「規範」「標準」なるものを考察した研究として, 重田園江『フーコーの穴 — 統計学と統治の現在』(木鐸社-明治大学社会科学研究所叢書, 2003年)が参考になる。
- 51) *ibid.*, S.251.
- 52) *ibid.*, S.252.
- 53) *ibid.*
- 54) *ibid.*, S.253.
- 55) *ibid.*, S.252.
- 56) *ibid.*, S.253.
- 57) *ibid.*
- 58) Pongratz, L., (2009b), *op. cit.*, S.118.
- 59) *ibid.*
- 60) *ibid.*
- 61) Pongratz, L., (2007), *op. cit.* S.62.
- 62) フーコー, M. 『社会は防衛しなければならない— コレージュ・ド・フランス講義 1975-76年度』石田英敬他訳, 筑摩書房, 2007年[1997], 251頁(1976年3月17日の講義)。これに関連して, 同『性の歴史I—知への意志』(渡邊守章訳, 新潮社, 1986年[1976])所収, 「第五章 死に対する権利と生に対する権力」(171-202ページ)も参考にしうる。
- 63) 同上書, 251ページ。
- 64) フーコー, M. 『性の歴史I—知への意志—』, 176ページ。
- 65) 『社会は防衛しなければならない』253ページ。
- 66) 『安全・領土・人口』71ページ。因みに, “normation” は, フーコーの造語とされる。同邦訳書ではこの語に「規範化」の訳語が当てられている。また, “normalisation” に対しては「正常化」。
- 67) 『社会は防衛しなければならない』2007年, 245ページ(1976年3月17日の講義)。
- 68) フーコー 『安全・領土・人口』「1978年2月1日」の講義。人を操導する統治の術が, 国家の富裕化, 国民生活の安寧や向上を合理的にめざす「国家理性の原理に従って秩序付けられた新たな統治術」(重商主義)、『生政治の誕生』8ページ, から「近代的統治理性」(『生政治の誕生』14ページ)へと変容し, 自由主義の統治性を経て, さらには第二次大戦後の新自由主義思想の内に見取れる新自由主義の統治性に至るまで辿ろうとするのである。この点に関しては, 拙稿, 前掲論文(「統治」「統治性」について), 37-41ページ。
- 69) フーコーの統治性的な観点ともかわり, 教育史の展開を“規律から管理へ”という図式に重ねようとする論攷が散見される。Vgl. Dzierzbicka, Agnieszka/ Sattler, Elisabeth, “Entlassung in die ‘Autonomie’ - Spielarten des Selbstmangements”, in: Pongratz, Ludwig/ Wimmer, Michael/ Nieke, Wolfgang/ Masschelein, Jan (Hrsg.), *Nach Foucault - Diskurs- und machtanalytische Perspektiven der Paedagogik*, Wiesbaden: VS Verlag, 2004, S.114-133.
- 70) Pongratz, L., (2009b), *op. cit.* S.115. (ドゥルーズ「追伸—管理社会について」365ページ。)本稿でのドゥルーズの訳文は邦語訳書を参照させていただいたが, ボングラツの引いている独訳書(*Unterhandlungen 1972-1990*, Suhrkamp, Frankfurt a. M. 1993 (orig. 1990))を踏まえてのもの。なお, 邦訳書の対応頁数を示しておくことにする。「追伸—管理社会について」『記号と事件—1972-1990年の対話』(ジル・ドゥルーズ著, 宮林寛訳, 河出文庫, 2007年[1990])所収, 356-355ページ。仏語原文は, “Post-scriptum sur les sociétés de contrôle” in : Deleuze, Gilles : *Pourparlers (1972-1990)* Paris : Éditions de Minuit, 1990, p.240-247.。なお, 「管理」についてのドゥルーズの説明は, 同邦訳書「管理と生成変化」も参考になる。
- 71) *ibid.*, S.115.
- 72) 邦訳書では, 「監禁環境」と訳されている。仏語は “milieux d’ enfermement”。
- 73) Pongratz, L., (2009b), *op. cit.*, S.119.
- 74) *ibid.* (邦訳書, 356ページ。)
- 75) *ibid.*, S.119f. (邦訳書, 357ページ以降。)
- 76) *ibid.*, S.119. (邦訳書, 357ページ。)フーコー自身, 規律社会の変容を感じ取っていたようである。「危機に立つ規律社会(記事)」119-122ページ『ミシェル・フーコー思考集成VII 1978 知/身体』蓮實重彦・渡辺守章 監修/小林康夫他編, 筑摩書房, 2000年。
- 77) *ibid.*
- 78) *ibid.*, S.120. (邦訳書, 359ページ。)
- 79) *ibid.* (邦訳書, 359ページ以降)。ここでの企業は, ドゥルーズの “entreprise” を訳したもの。ドイツ語訳は, “Unternehmen”。

Mar. 2017

統治性研究から見たドイツ教育の史的変動

- 80) *ibid.*, S.120. 邦訳書, 359ページ。ここで「管理 Kontrollen」と訳したドゥルーズの元のフランス語は, “contrôl”であるが, この語は一般に厳しく監視・統制するという意味合いがある。ここでは人・事物を監視して, その動きを厳しく統制するといったことではなく, ドゥルーズは外的な環境に合わせて人/主体を「調整する modulation」あるいは「調整させる」という意味で用いようとしているものと思われる。一つのイメージとしては, 周波数に合わせてラジオをチューニングするといったことである。この意味では「管理」よりも「コントロール」の語を当てるのがよりよいかもしいない。“modulation”に対して翻訳では「転調」さらには「変調」の語が当てられている。邦訳書, 359ページ。
- 81) ドゥルーズ, 前掲書, 359-361ページ。
- 82) Pongratz, L., (2009b), op. cit., S.121.
- 83) ドゥルーズ, 前掲書, 360ページ。
- 84) フーコーは『生政治の誕生』の「1979年2月14日」のドイツの新自由主義(オールド自由主義/フライブルク学派)をテーマにした講義, および「1979年3月14日」のアメリカの新自由主義をテーマにした講義の中で, こうした思想における企業という形式の重要性に言及している。フーコーは「問題は, その基本単位がまさしく企業の形式をもつような社会の骨組みを構成すること」(同書, 182ページ)と指摘する。フーコーは, いわゆる新自由主義の経済理論の内に示された, 新たな主体とその行動倫理の内に, 新たな統治性の到来を読み取ろうとするのである。
- 85) Pongratz, L., (2009b), op. cit., S.120. フーコーは, 規律の発展を, 身体の規律化による生産性, 功利性の上昇と結びつけて捉えていた。「権力を, 抑圧機能しかもたない否定的な力だと考えるのではなく, 社会全体の全域にわたって張りめぐらされた生産網なのだ, と考える必要があります。『監視と処罰』(『監獄の誕生』-引用者)のなかで明らかにしたかったのは, 十七, 八世紀以降, 権力の生産性の分野で起こった誰の目にも明らかな技術的離陸が, いったいどのようにしてなしとげられたのか, という問題でした。」「真理と権力」(192)『ミシェル・フーコー思考集成 VI 1976-1977 セクシュアリテ/真理』(蓮實重彦・渡辺守章 監修/小林康夫他編, 筑摩書房, 2000年), 201ページ。
- 86) “entrepreneur de lui-même”『生政治の誕生』「1979年3月14日」のアメリカの新自由主義をテーマにした講義で持ち出された用語。ここには多分に「起業/アントレプレナー」の意が含まれていると見てよいだろう。起業家については, *Paedagogische Glossar der Gegenwart: “Entrepreneurship”* が参考になる。ドイツ語訳は “Unternehmer seiner selbst”となる。また, この観点からの統治性研究の代表的研究としては, ブレックリングの「企業家的自己」が参考になる。Bröckling, U., (2007), *Das unternehmerische Selbst*. さらにこの点を深めた研究としては, Gfrerer, Lara : *In den Greifarmen des unternehmerischen Selbst: Neoliberale Governementalität, Disziplinarmacht und die Inwertsetzung von Langzeitarbeitslosen*. Marburg: Tectum Verlag, 2016.
- 87) Pongratz, L., (2004), op. cit., S.255f.
- 88) Röder, Rupert: “Funktionalisierung von Bildung im Bereich informations- und kommunikationstechnischen Lernens”, 1989, S.186 zit. nach Pongratz, L., (2004), op.cit., S.255f.
- 89) Pongratz, L., (2009b), op. cit., S.120.
- 90) *ibid.*, S.123.
- 91) *ibid.*
- 92) *ibid.*, vgl. Bröckling, et al (Hrsg), (2000), op.cit., S.30.
- 93) *ibid.*
- 94) *ibid.*, S.121.
- 95) 「構成主義」「社会システム論」についてのボングラツの説明は, Pongrats, Ludwig : *Untiefen im Mainstream: Zur Kritik konstruktivistisch-systemtheoretischer Pädagogik*. Paderborn: Ferdinand Schöningh, 2009c. ボングラツが批判的に捉える社会構成主義的観点に立つ教育論を示すものとしては, Arnold, Rolf : *Ich lerne, also bin ich - Eine systemisch-konstruktivistische Didaktik*, 2. unveränderte Aufl. Heidelberg: Carl-Auer-System Verlag, 2012。「構成主義」は, “Konstruktivismus”の訳語であるが, これは英語圏に発する社会科学の方法論 “constructivism”から来たものである。日本語訳としては「構築主義」とも表記される。この訳語の別についての説明, この方法論の内容については, 上野千鶴子編『社会構築主義とは何か』(勁草書房, 2001)。ルーマンの教育論については, 『社会の教育システム』(N・ルーマン(村上淳一訳, 東京大学出版会, 2004年[2002])。
- 96) Kastner, J., (2008), op.cit., S.39. フーコー『生政治の誕生』(1979年4月4日の講義)フーコーは, 「統治する者における権力の行使」が「統治されている人々の合理性にもとづいて」規則づけられる必要があると指摘するが, その合理性を, 統治される人々の「利害関心を満足させるためにいくつかの手段を自分が望むように使用する」ことができる点に見出そうとしているようである。(382ページ以降。)もっとも, フーコーにとっては, そうした統治の合理性を見出すことが研究の目的ではなかったであろう。統治の合理性云々とおそらくは

かわりなく、主体には権力作用を逃れようとする「反=操行」ということが生じ得るのであり、そこからおそらくは、主体自身にとってのあるべきあり様を求める方途としての「生存の美学」の探究が続くことになる。

- 97) Pongratz (2004), *op. cit.*, S.254. なお、ここでの「起業家」は“Intrapreneurship”を訳したもので、英語の「社内起業家 “Intracorporate”」

と「起業家 “Entrepreneurship”」との合成語。これに関してはさらに、Elster, Frank : *Der Arbeitskraftunternehmer und seine Bildung Zur (berufs-) pädagogischen Sicht auf die Paradoxien subjektiver Arbeit*. Bielefeld: transcript Verlag, 2007.

(2016年11月18日掲載決定)